

## 発注情報詳細

方	法	公募型プロポーザル		
件	名	横浜市市庁舎アトリウム等運営業務委託		
履	行	場	所	市庁舎（横浜市中区本町6丁目50番地の10）
履	行	期	限	契約締結日から令和10年3月31日まで
参	加	資	格	<p>次に掲げる条件を全て満たすものとします。</p> <p>(1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>(2) 「横浜市一般競争入札参加有資格者名簿」に登録された者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、登録の申請中であり、受託候補者特定の日までに登録が完了する場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 参加意向申出書提出期限の日から受託候補者特定の日までの間において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) ホール、広場等で催事開催のために貸出を行う施設の指定管理者となり、又は当該施設の管理運営業務を元請として履行した実績（共同企業体の構成員としての実績も含む。）を有すること。</p> <p>(5) ホール、広場等で催事開催のために貸出を行う施設の舞台設備の保守管理・運用業務に関し、指定管理者となり、又は当該施設の舞台設備の保守管理・運用業務を元請として履行した実績（共同企業体の構成員としての実績も含む。）を有すること。</p> <p>(6) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「イベント企画運営等（319）」に登録が認められている者であること。</p> <p>(7) 複数の団体からなる共同企業体での登録もできるものとし、その場合は、上記(1)から(3)までの資格は全ての構成員が満たす必要があり、(4)から(6)までの資格については1者以上の構成員が満たせばよいものとする。</p> <p>(8) 複数の団体からなる共同企業体として登録する場合は、代表の団体を設定し、この代表団体は法人格を有することとする。なお、当該共同企業体の構成員は、本提案書作成要領に基づく登録申込及び同応募に関する件について、当該代表団体に対して委任すること。</p> <p>また、同一参加者が複数の提案を行うことはできず、参加者は他の共同事業体の構成員になることはできない。さらに、原則として共同事業体の構成員の変更及び追加を行うことはできない。</p>

参 加 意 向	提出締切日時	令和6年8月30日(金)午後5時まで(必着)
	提出書類	<p>(1) 参加意向申出書(様式1、共同企業体の場合は様式1-1、様式1-2)</p> <p>(2) 業務実績報告書(様式2)</p> <p>(3) 参加資格(4)及び(5)を満たしていることが確認できる資料(契約書・仕様書の写し等)</p> <p>(※1) 共同企業体の場合は、構成員ごとに様式2を作成し、参加資格(4)及び(5)を満たしていることが確認できる資料(契約書・仕様書の写し等)を添付してください。</p> <p>(※2) 令和5・6年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に未登録の場合は、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」から入札参加資格審査申請を行い、入札参加資格審査申請(令和5・6年資格審査申請)の「申請受付内容及び入札参加資格審査申請書の写し」を提出してください。</p> <p>入札参加資格審査申請方法については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」をご確認ください。</p> <p>(URL: <a href="http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html">http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html</a>)</p>
申 出 書	提出方法	<p>持参、郵送又は電子メール(郵送の場合は書留郵便、電子メールの場合は提出書類にパスワードをつけることとし、期限までに到着するように発送してください。)</p> <p>提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到達が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。</p> <p>郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。</p> <p>持参の場合は、平日午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間に受け付けます。</p>
	参加資格確認結果通知日	令和6年9月6日(金)
質 問 書	通知方法	電子メール
	締切提出日時	令和6年9月6日(金)から令和6年9月17日(火)正午まで(必着) ※質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。
質 問 書	提出書類	質問書
	提出方法	<p>持参、郵送又は電子メール(郵送の場合は書留郵便、電子メールの場合は提出書類にパスワードをつけることとし、期限までに到着するように発送してください。)</p> <p>(1) Word形式で質問書(様式3)を添付(質問ごとに簡潔な箇条書きとすること)してください。また、電話により着信確認を行ってください。</p> <p>(2) 電子メールのタイトル(件名)は次のとおりとしてください。</p> <p>【質問書】横浜市市庁舎アトリウム等運営業務委託(貴社の社名)</p> <p>(3) 電子メール本文には、貴社の社名、所在地、代表者職氏名、担当者名、電話番号及びメールアドレスを明記してください。</p>
質 問 書	回答日	令和6年10月1日(火)(予定)
	回答方法	本市ホームページで公表

提 案 書	提 出 締 切 日 時	令和6年10月11日（金）午後5時まで（必着）			
	提 出 書 類	(1) 提案書の開示に係る意向申出書（様式4） (2) 提案書（様式5） (3) 過去10年間に受託した類似施設における業務実績（3年以上）について（要領-1） (4) 業務実施体制について（要領-2） (5) 配置予定者の業務実績、経験等について（要領-3） (6) にぎわい創出に向けた提案について（要領-4） (7) 参考見積書（様式任意）			
	提 出 方 法	持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。） 提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到達が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。 郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。 持参の場合は、平日午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間に受け付けます。			
ヒ ア リ ン グ	実 施 日	令和6年11月上旬～中旬			
	備 考	日時、場所等詳細については、別途お知らせします。			
選 定 結 果 通 知 日		令和6年11月下旬（予定）			
選 定 結 果 通 知 方 法		電子メール			
支 払 条 件		前金払	しない	部分払い	する
留 意 事 項		(1) 委託契約は単年度ごとの締結とします。 (2) 令和8年度及び令和9年度の委託契約については、それぞれ令和7年度、令和8年度の履行状況等を適正に審議した上で、次年度の契約を決定します。 (3) 令和7年度、令和8年度、令和9年度において、事業予算の減額又は削減があった場合は、当該事業を縮小又は中止する場合があります。 (4) 令和8年度又は令和9年度の契約の相手方として決定されなかった場合は、その理由を付して通知しますが、その理由のいかんにかかわらず、契約の相手方として決定されなかったことに関連する受託者からの損害賠償その他一切の請求は認めないものとします。			
発 注 担 当 課		〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 7階 横浜市総務局管理課 TEL 045-671-2082 / FAX 045-662-7650 E-mail so-teiso@city.yokohama.lg.jp			
契 約 担 当 課		同上			